

奈良県告示第三百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

令和七年二月四日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
辰巳 二三雄	こはる整骨院 香芝市真美ヶ丘五―三―二七	令和六年十二月十六日